

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成14年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月及び同年3月

20歳になった頃に年金手帳が送付されたが、当時、私は短大生であったので学生納付特例の申請手続を行った。

しかし、短大卒業後の国民年金保険料については、未納期間が無いように心掛けながら私自身が納付していた。また、自身が納付することができない時は、母に納付を依頼することもあり、平成14年頃にアルバイト先を退職する前後2回ないし3回ほど、母に頼んで納期限が迫った保険料を納付してもらった記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人又はその母親が納付したと申し立てているところ、申立期間の保険料を納付したとする平成14年4月において、申立期間の保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立人は、平成12年4月以降の国民年金被保険者期間において、申立期間及び平成12年度の学生納付特例期間を除き国民年金保険料を完納している上、15年度の学生納付特例期間については平成17年に追納しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「平成14年頃にアルバイト先を退職する前後2回ないし3回ほど、母に頼んで納期限が迫った保険料を納付してもらった記憶がある。また、母は、兄の保険料も一緒に納付したと思う。」とし、また、その母親も同様の陳述をしているところ、i) 申立人及びその兄のオンライン記録を見ると、申立人の申立期間前後の保険料の納付日は、その兄の保険料の納付日と3回（平成13年12月13日、14年4月

23日及び同年同月25日)にわたり一致していること、ii)申立人提出の自身名義の預金通帳を見ると、平成13年5月から14年2月まで、毎月25日前後にアルバイトの給与が振り込まれていることが確認でき、申立人は、アルバイト先を同年2月頃に退職したと推認されることから、陳述内容と符合する上、その母親は、申立人の兄の保険料を同年3月まで納付しながら、申立人の申立期間の保険料を納付しないことは考えられないと明確に陳述していることを踏まえると、申立人の申立期間の保険料についてのみ、その母親が納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、i)申立人は、申立期間当時の国民年金保険料について、「自身のアルバイトの給与等を預金していた銀行口座から引き出しており、お金が無く納付できなかったことはなかった。」と陳述しているところ、申立人名義の預金通帳を見ると、当時、預金残高が36万円以上あることが確認できること、また、ii)申立人の母親も、「基本的には、申立人からお金と納付書を受け取り納付していたが、保険料を一時的に立て替えて納付することもあり、当時、夫の給与のほかに、銀行預金及び100万円弱のお金が常に手元にあったので、申立人の兄の保険料と一緒に申立人の保険料を上乗せして納付することは可能であった。」と具体的に陳述していることなどを踏まえると、申立人の主張の信ぴょう性は高いものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月28日から同年3月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間も退職することなく、継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「申立人は、申立期間の前後もA社及びB社から派遣された先の事業所で継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態に変更はなかった。」旨陳述している上、申立人と同様に平成元年2月28日にA社において厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年3月1日付けで、B社において被保険者資格を取得している複数の元同僚のうち、一人が保管する申立期間の前後の給与明細書を見ると、厚生年金保険料が継続して控除されていることが確認できる。

さらに、上記の元同僚のうち、別の一人は、「申立期間は社名変更の行われた時期であり、自身はA社の派遣社員として派遣先事業所で勤務した後、平成元年3月からはB社の派遣社員として継続して勤務していた。」旨陳述し

ている。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成元年1月の社会保険事務所（当時）の記録から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は納付したはずであるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。一方、事業主が資格喪失日を平成元年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月28日から同年3月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間も退職することなく、継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に平成元年2月28日にA社において厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年3月1日付けで、B社において被保険者資格を取得している複数の元同僚は、「申立期間の前後もA社及びB社から派遣された先の事業所で継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態に変更はなかった。」旨陳述している上、このうちの一人が保管する申立期間の前後の給与明細書を見ると、厚生年金保険料が継続して控除されていることが確認できる。

さらに、上記の元同僚のうち一人は、「申立期間は社名変更の行われた時期であり、自身と申立人はA社の派遣社員としてそれぞれの派遣先事業所で勤務した後、平成元年3月からはB社の派遣社員として継続して勤務していた。」旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成元年1月の社会保険事務所（当時）の記録から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は納付したはずであるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。一方、事業主が資格喪失日を平成元年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月28日から同年3月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間も退職することなく、継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「申立人は、申立期間の前後もA社及びB社から派遣された先の事業所で継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態に変更はなかった。」旨陳述している上、申立人と同様に平成元年2月28日にA社において厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年3月1日付けで、B社において被保険者資格を取得している複数の元同僚のうち、一人が保管する申立期間の前後の給与明細書を見ると、厚生年金保険料が継続して控除されていることが確認できる。

さらに、上記の元同僚のうち、別の一人は、「申立期間は社名変更の行われた時期であり、自身はA社の派遣社員として派遣先事業所で勤務した後、平成元年3月からはB社の派遣社員として継続して勤務していた。」旨陳述してい

る。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成元年1月の社会保険事務所（当時）の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は納付したはずであるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。一方、事業主が資格喪失日を平成元年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月28日から同年3月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間も退職することなく、継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に平成元年2月28日にA社において厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年3月1日付けで、B社において被保険者資格を取得している複数の元同僚は、「申立期間の前後もA社及びB社から派遣された先の事業所で継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態に変更はなかった。」旨陳述している上、このうちの一人が保管する申立期間の前後の給与明細書を見ると、厚生年金保険料が継続して控除されていることが確認できる。

さらに、上記の元同僚のうち、一人から提出されたB社発行の在籍証明書を見ると、A社からB社に継続して勤務しており、同社への異動日は、平成元年3月1日であることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成元年1月の社会保険事務所（当時）の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は納付したはずであるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。一方、事業主が資格喪失日を平成元年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、3万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 44 年 7 月 1 日まで

夫の厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、夫がA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額については、昭和 41 年 10 月 1 日付けで、前年 10 月の定時決定額と同じ 3 万円と記録されていたものが、なぜか 7,000 円に減額訂正されていることが分かった。

申立期間は、裁判所から解雇無効とされた期間であり、減額訂正される理由がないので、夫の申立期間の標準報酬月額を、昭和 40 年 12 月 * 日付け解雇前の 3 万円に戻してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和 40 年 10 月の定時決定において、3万円と記録されていたところ、41 年 10 月の定時決定で、一旦、同額の 3 万円と決定された後、7,000 円に訂正され、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日 (昭和 44 年 7 月 1 日。以下「全喪日」という。) まで継続していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、昭和 40 年 12 月 8 日に被保険者であった 114 人 (申立人を含む。) 全員について、被保険者資格の喪失処理がなされており、そのうち 61 人が 41 年 5 月 26 日付けで、当該資格の喪失を取り消された後、同年 10 月 1 日以後に被保険者資格が継続している 51 人について、申立人と同様に同年 10 月の定時決定の記録が、一旦、決定した額から 7,000 円に訂正されていることが確認できる。

そこで、当該被保険者名簿の増減表を見ると、昭和40年10月の定時決定の時期までは、定時決定を含む標準報酬月額の変更の届出に係る事跡が受付日付とともに確認できるが、41年1月31日付けで、被保険者数が114人から0人になり、そのうちの51人について、前述のとおり同年5月26日付けで、資格の喪失が取り消されている事跡が確認できる以後については、全喪日まで定時決定等に係る届出の事跡が無いことを踏まえると、申立人に係る同年、42年及び43年の定時決定の事跡については、全喪日と同時期において遡って記載された可能性が高いものと考えられる。

さらに、同僚の陳述及びA社に係るB組織の機関誌により、申立期間において、同社と従業員の間で解雇無効についての争議状態が継続していたことが認められるところ、同社を管轄する年金事務所は、「資格の喪失の取消し処理のみを行った場合、届出前の状態に戻るため従前の報酬が引き継がれると思われる。定時決定において、報酬が0円又は支払基礎日数が0日の場合は、従前の報酬月額で決定する。」旨回答していることを踏まえると、当該定時決定の記録について、遡って前述の訂正処理を行うこと、及び最低等級の標準報酬月額7,000円で決定することについての合理的な理由が見当たらない。

加えて、複数の同僚は、「申立期間を含む争議中に社会保険料の滞納があった。」旨陳述しており、当時のA社の担当者も、「労働争議中の社会保険料を滞納していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和41年10月1日の標準報酬月額を3万円に決定したこと及びその標準報酬月額を7,000円に訂正した処理については、社会保険事務所（当時）においてこのような決定及び訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における昭和40年10月の定時決定の記録から、3万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月30日から同年12月1日まで

申立期間当時、A社からB社へ設立支援のため出向したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。両社には継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社提出の人事記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が同社及びB社に継続して勤務し（昭和51年12月1日にA社からB社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和51年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで

平成3年3月31日までA社で勤務し、同年4月1日に関連会社のB社に異動となったが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。調査の上、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の陳述及びA社の回答から判断すると、申立人が同社及び関連会社のB社に継続して勤務し(平成3年4月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を平成3年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和62年3月は20万円、同年4月は19万円、同年5月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月1日から同年6月1日まで

A社に勤務していた申立期間当時の給与明細書を見ると、昭和62年3月に基本給が上がり、翌月からは厚生年金保険料の控除額も上がっているのに、申立期間の標準報酬月額は前月までと同じ17万円となっており納付できない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる報酬月額から、昭和62年3月は20万円、同年4月は19万円、同年5月は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡しているため、これらの者に確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

るを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成12年12月及び13年1月を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月31日から同年2月1日まで
② 平成12年12月1日から13年2月1日まで

ねんきん定期便が届いたので自身の記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、平成元年1月の加入記録が無いことが判明した。

また、B社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与支給額より低いことが判明した。

申立期間①及び②の給与明細書を提出するので、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間であったと認めるとともに、申立期間②を正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書により、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

次に、申立期間①について、申立人は申立期間にA社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人の離職日は平成元年1月30日となっており、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と符合する上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和63年及び平成元年1月に資格を喪失している5人のうち、雇用保険の加入記録が確認できる4人全員が、離職日の翌日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、整合した記録となっている。

また、申立人から提出された平成元年1月の給与明細書によると、17万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、昭和63年10月及び同年11月の給与明細書からA社の保険料控除方式は翌月控除であることがうかがえることから、当該保険料は同年12月分であると推認される。

さらに、事業主は、「会社は平成23年6月に倒産しており、当時の資料は全て廃棄しているため、申立人の勤務実態、報酬月額及び厚生年金保険料額については不明である。」旨回答している上、A社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る65人のうち所在判明者11人に文書照会したところ、回答があった2人は、いずれも申立人を記憶しているが、申立人の退職日及び保険料控除等の状況については不明としている。

加えて、オンライン記録によると、申立期間を含む平成元年1月から3年12月までの期間については、8年12月10日の届出により国民年金第3号被保険者特例納付済期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月30日から同年7月1日まで

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので自身の記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが判明した。

私は、昭和39年3月16日にA社に入社し、同年7月1日に同社B事業所に転勤となったが、退職するまで同社に継続して勤務したのに、申立期間の加入記録が無いのは納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚の陳述から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（A社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時に異動したとする同僚が、昭和39年7月1日からA社B事業所で勤務した旨の陳述していることから、同日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年5月の社会保険事務所（当時）の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付した事実を確認できない

ため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 39 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同年 6 月 30 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から51年3月まで

私は、結婚前の国民年金保険料は未納であったが、昭和50年10月に結婚後、夫が未納期間のうち、時効の成立していない期間の保険料を、同じ町内に住んでいる集金人に毎年、年払いにより小切手で納付してくれた。

夫は既に亡くなっており、詳しいことは分からないが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年10月に結婚後、その夫が申立人の結婚前の国民年金保険料の未納期間のうち、時効の成立していない申立期間の保険料を、集金人に毎年、年払いにより小切手で納付してくれたと申し立てしているところ、申立期間のうち、48年10月から50年3月までの保険料は過年度保険料となるが、A県B市は申立期間当時、集金人が過年度保険料を徴収すること、及び保険料を小切手で受領することは考え難いとしている。

また、申立人の夫の取引銀行における当座勘定元帳を調査したところ、当座預金の口座を開設した時期は昭和53年9月であることが確認でき、結婚当時、小切手を取り扱うことはできないことから、結婚後、夫が小切手で国民年金保険料を納付してくれたとする申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付してくれたとするその夫は、既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況は不明である上、夫が申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6480 (事案 2689 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から61年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から61年1月まで

私は、時期ははっきりとは覚えていないが、A県B市から同県C市に住民票を移した昭和52年2月ごろ、自営業なら国民健康保険に加入しないといけなくと言われて手続し、国民年金は少し遅れて手続したと思う。社会保険事務所(当時)の方が毎月、月末に私の自宅に集金に来て、領収証書を書いてくれた。妻又は私のどちらか家におる方が、夫婦二人分の国民年金保険料を支払った。62年に病気になり、障害年金の手続に行ったが加入日数が不足していると言われて、認めてもらえなかった。その後、時期ははっきりとは覚えていないが、社会保険事務所に行った時に、妻の結婚前の国民年金手帳と私の厚生年金保険手帳2冊の合計3冊の手帳があったので、これらを1冊にまとめてくれた。その際、担当者からコンピュータに記録を入力しているので、領収証書及び手帳は破棄してくださいと言われていたので私の方で処分した。会社に勤めて1年過ぎに社会保険庁(当時)から1通の手紙が来て、未納があるので分割でもよいから納付してくださいとのことで、何回かに分けて納付した。そして、何か月か後に、私の年金が過誤納になっているので、還付の手続をしてくださいと連絡があったので手続し、郵便局で6万円前後のお金を受け取った。社会保険事務所に電話して、全額完納ですかと聞くと完納ですとの回答であった。再度、社会保険事務所に障害年金の手続に行くと、申立期間が未納のために資格がありませんと言われてた。社会保険庁の言うことはころころと変わるが、申立期間の保険料は間違いなく納付したので、未納とされていることは納得できないとして年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められなかった。

今回、新たな資料等はないが、申立期間について、私の納付記録が無いのは納得できないので、再度審議してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が当初申し立てた昭和52年4月から61年1月までの期間について、既に当委員会の決定に基づき、i) 申立人が申立期間の前後の期間を含め、申立人の当時の住所地を管轄する複数の社会保険事務所において、36年4月から平成元年7月までの厚生年金保険の適用期間を除く期間について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された痕跡は見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間となるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできないこと、ii) 申立人が加入手続を行ったとするC市において、国民年金に係る手続を行った場合に作成されるべき国民年金被保険者名簿（原票）が確認できない状況と符合していること、iii) 未統合記録の可能性を確認するため、氏名の別読みによる検索も行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかったこと、iv) 申立人の妻の納付記録を見ると、申立期間のうち、昭和57年10月から60年3月までの期間は申請免除期間となっており、申立人又はその妻のどちらか家におる方が、夫婦二人分の保険料を支払ったとする陳述とは符合しないこと、v) 同市における保険料の収納方法は、申立期間のうち、52年4月から53年3月までは納付書による集金方式であるが、同年4月以降は集金人制度が廃止されており、毎月末に集金人が集金に来て、領収証書をもらったとする申立人の陳述とは符合しないこと、vi) 申立期間は106か月間と長期にわたっており、国民年金の事務処理は被保険者ごとに管理されるものであることから、行政側がこれほどの長期にわたり事務処理を誤ったとは考え難いこと、vii) 申立人の申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらないことなどから、平成21年6月8日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに際し、新たな事情等はないが、当初の申立期間に昭和52年3月を追加した申立期間について、私の納付記録が無いのは納得できないとしているところ、再度、申立人の当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人に対し、当時の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を確認することができない上、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 3 月に大学を卒業後、国民年金に加入していなかったの
で、61 年 2 月に自身で加入手続に行った。

現在所持している年金手帳は、その時に発行されたものである。

申立期間の国民年金保険料は、どのように納付したのか全く覚えていない
が、私又は母親のいずれかが納付した。

私は、国民年金に加入したいという意思があって、年金手帳を発行しても
らったにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が一度も納付されていな
いのは、自身の性格上あり得ないので、納付記録がないかよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 2 月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年
金保険料について、申立人又はその母親のいずれかが納付していたと主張す
るのみであり、納付時期、納付書の様式及び納付方法等については全く覚えて
いないと陳述している上、母親は既に亡くなっていることから、当時の納付状
況は不明である。

また、申立人のオンライン記録を見ると、国庫金納付書が平成元年 8 月 9 日
に作成された事跡が確認できることから、当該納付書の作成時点において、申
立期間の一部の期間が未納となっていたことがうかがえる上、申立期間は 2 年
2 か月間に及び、この間納付記録が連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人又はその母親が申立期間の国民年金保険料について納付して
いたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期
間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保
険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6482 (事案 6314 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、同年8月から55年3月までの保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から51年1月まで
② 昭和51年8月から55年3月まで

会社を退職した後の昭和49年4月頃に、母がA県B市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料についても、母が納付してくれていたはずである。

また、その後昭和51年8月に会社を退職した際は、私は無収入であったので、母がB市役所で申立期間②についての免除手続きを行ってくれたはずである。

申立期間について、それぞれ国民年金保険料の納付済期間又は申請免除期間とされていないのは納得できない。

以上のことを年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

新たな資料等はないが、当該第三者委員会の結論に納得できないので、もう一度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿、特殊台帳及びB市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同市において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の昭和51年8月31日を国民年金被保険者の資格取得日として、55年5月に払い出されていることが確認でき、申立ての加入時期と符合しない上、この資格取得日からみて、申立期間①は国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできないこと、ii) 手帳記号番号の払出時点において、申

立期間②の保険料については、遡って免除申請することはできない上、同市保存の被保険者名簿を見ても、当該期間が申請免除期間であったことをうかがわせる事跡は確認できないこと、iii) 申立人に係る別の手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iv) 申立人は、国民年金の加入手続、申立期間①の保険料の納付及び申立期間②の免除申請の手続に関与しておらず、また、これらを行ったとするその母親も高齢のため、当時の具体的な状況についての陳述を得ることができず、申立人から当該期間の保険料の納付又は免除申請の手続をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成24年4月27日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から再申立てがあったが、新たな資料の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 8 月 5 日から 45 年 11 月 25 日まで
② 昭和 46 年 6 月中旬から 48 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

申立期間についてもA社に勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立期間①及び②の一部においても、申立人がA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立期間①及び②を通してA社における厚生年金保険被保険者記録が有る元従業員は、「私は、A社に勤務した期間のうち、入社当初は社会保険に加入していなかった。そのうち加入させてくれるだろうと思っていたら、入社してから2年後ぐらいに加入となった。社会保険に加入するまでの期間については、給与から保険料の控除が無かった。また、昭和40年代の始め頃に、同社の上司に社会保険に加入しているかを尋ねたところ、手取額が多い方がいいので加入していないと言っていた。当時は、従業員の出入りが多く、加入していない者が多かったと思う。」旨陳述していることから、申立期間①及び②の頃、同社では、必ずしも全ての従業員を漏れなく厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、申立人は、「A社では、給与から保険料を控除されていなかった。同社の前に勤務していた事業所では、保険料を控除されていなかったのに、厚生年金保険の被保険者期間となっているので、当時、同社でも保険料を控除せずに、従業員を厚生年金保険に加入させていたのではないか。」とも申し立てて

いるが、当時の厚生年金保険法では、保険料の負担について、「被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半分を負担する」とされており、また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主から、被保険者が負担すべき保険料を源泉控除されていたと認められることが要件とされている。

さらに、A社は、「当時の資料を保管しておらず、保険料控除の状況は不明である。」旨回答しており、同社から、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 35 年 7 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

A社には、昭和 31 年 4 月 1 日に高校新卒の正社員として採用され、すぐに同社C出張所で3年間、その次は、同社D出張所で34年4月から39年1月まで継続して勤務した。その後は、同社E出張所、同社F支店等の勤務を経て44年3月31日に同社を退職した。

申立期間について、A社に勤務し、給与から保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人提出の写真から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、申立人の人事記録及び賃金台帳等は保管しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明としており、申立期間当時の事務担当者も死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間当時における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者資格を取得している者670人中、所在の判明した83人に照会し53人から回答を得たが、このうち、申立人と同じく昭和31年4月に高校新卒の正社員として入社したと回答した6人は、全員が「入社後の一定期間（2か月ないし2年9か月）、厚生年金保険に加入していない。」旨回答しており、同社では、同年4月入社の高校新卒者については、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に

加入させていない状況がうかがえる上、これらの者からは厚生年金保険に加入していない期間の保険料についての控除をうかがわせる陳述は得られない。

さらに、前述の6人のうち、雇用保険の加入記録が確認できる3人については、雇用保険被保険者の資格取得日と各自が記憶する入社日とが一致する一方、各自の厚生年金保険被保険者の資格取得日が前述のとおり、各自の記憶する入社日より数月ないし数年後となっており、A社における雇用保険と厚生年金保険の加入時期の取扱いが明らかでないことから、申立人が、同社において雇用保険の被保険者資格を取得したと同時に、厚生年金保険に加入したとは認め難い。

加えて、日本年金機構Gブロック本部H事務センター及び同本部I事務センターは、申立期間当時のJ県内及びK県内に所在するA社の関連適用事業所に、申立人の記録は確認できないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 6 月 1 日から 62 年 1 月 1 日まで
② 昭和 62 年 2 月 26 日から平成 7 年 4 月 29 日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①及びC社で勤務した申立期間②について、標準報酬月額が低く記録されていることが分かった。

また、標準報酬月額が低く記録されているのは、A社及びC社のいずれからも給与に加えて、自宅の家賃について現金支給されていたにもかかわらず、当該家賃分が標準報酬月額に含まれていないことによるものである。

申立期間①及び②の標準報酬月額について、当該家賃を含めた額に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社において、同社から毎月の給与とは別に自身が居住する賃貸住宅の家賃について、現金支給されていたにもかかわらず、その家賃相当額が当該期間に係る申立人の標準報酬月額に反映されていないと申し立てている。

しかし、B社の代表取締役は、「申立期間①当時、当社が申立人に支給していた家賃については、会社の諸経費であって給与扱いの経費ではなかった。」旨陳述している上、同社から提出された申立人に係る昭和 60 年分所得税源泉徴収簿を見ると、申立期間①のうち、同年 6 月から同年 8 月までの各厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額 28 万円に基づく保険料控除額と同額であることが確認できる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、不自然な点は見当たらない。

次に、申立期間②について、申立人はC社においても、同社から毎月の給与とは別に申立期間①と同様に家賃について、現金支給されていたにもかかわらず、これが標準報酬月額に反映されていないと申し立てしているところ、同社が発行した「家賃負担証明書」により、同社が申立人の住居に係る家賃9万4,000円を負担していたことが確認できる。

また、申立人から提出された預金通帳の写しにおいて確認できる同社からの給与振込額に、当該家賃相当額を加えた総額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかし、C社の代表取締役は、「申立期間②当時の関連資料は廃棄済みのため、申立人の申立期間②に係る給与支給額及び保険料控除額については不明であるが、申立期間②当時、当社が申立人に対し支給していた家賃は、給与扱いのものではなかった。」旨陳述している。

また、C社に係るオンライン記録において、申立期間②に厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員のうち、連絡先が判明した者に対し照会を行ったが、同社の標準報酬月額の算定に当たって当該家賃相当額の取扱いについて確認することはできなかった。

さらに、申立人のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録には、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人から給与明細書の提出は無く、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 21 日から 38 年 4 月 21 日まで

平成 7 年に、老齢厚生年金の受給について社会保険事務所（当時）に相談したところ、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みと記録されていることが分かった。

その時は、自身で脱退手当金を請求したことはなく、受給した記憶もなかったが、実兄である事業主が勝手に受給したのではないかと思っていた。

ところが最近になって、当時の同僚から、「自身はA社での記録が有るのに、あなたの記録が無いのはおかしいね。」と言われたこともあって、改めて自身の年金記録について調査してもらおうと思直した。

いずれにせよ、私自身は、申立期間に係る脱退手当金を受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく受給していないと申し立てている。

しかし、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の生年月日については、申立人が同社で被保険者資格を喪失した約2か月後の昭和38年6月17日付けで、訂正処理されたことを示す事跡が確認できるところ、申立期間に係る脱退手当金の支給決定が同年8月8日となっていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴って当該訂正が行われたものと考えるのが自然である。

また、前述の被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示に併せて、当該脱退手当金の請求年月（昭和38年7月）を意味すると考えられる「38 7」の表示がそれぞれ確認できるほか、申立期間に係

る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さ
はうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手
当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立
期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。